国民健康保険の被保険者証が切り替わります

申問住民課国保年金班　☎84-1214

8月1日から使用する新しい被保険者証（サーモン色）を、7月末日までに簡易書留で郵送します。被保険者証が届きましたら記載内容に誤りがないか確認してください。

有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し、処分してください。

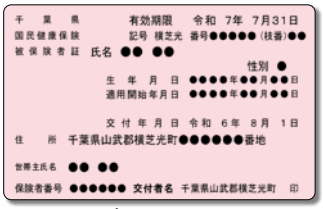

▲サーモン色

一部負担金割合（病院・薬局などの窓口で支払う割合）

義務教育就学前の方		2割負担
義務教育就学以上70歳未満の方		3割負担
70歳以上75歳未満の方		2割負担
	現役並み所得者	3割負担

社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の届け出が必要です。

新しい被保険者証が交付されるまでの間に国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

- 他の健康保険から交付された被保険者証
- 国民健康保険被保険者証
- 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

70歳以上75歳未満の方の被保険者証について

●被保険者証が高齢受給者証を兼ねています

被保険者証に「兼高齢受給者証一部負担金割合」が記載されていますので、確認をお願いします。

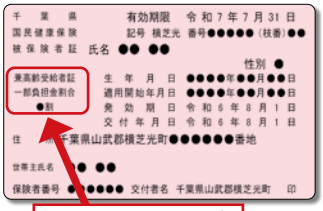

一部負担金割合が記載されています

●これから70歳になる方の被保険者証

高齢受給者証を兼ねる被保険者証は、誕生日の月の翌月から（1日生まれの方は誕生日の月から）ご使用いただくものです。

7月中に郵送される被保険者証の有効期限は、70歳になる月の末日（1日生まれの方はその前月の末日）となっています。

70歳になる月（1日生まれの方はその前月）に高齢受給者証を兼ねる被保険者証が郵送されますので、差し替えてご使用願います。

●これから75歳になる方の被保険者証

75歳になる方の高齢受給者証を兼ねる被保険者証の有効期限は、誕生日の前日となります。

誕生日以降は、後期高齢者医療の被保険者となります。

75歳になる月の前月に後期高齢者医療の被保険者証を郵送します。

8月1日以降の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き

「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の有効期限は7月31日となっています。

自動更新ではありませんので、8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月になりましたら申請手続きをお願いします。

※国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。

※70歳以上75歳未満で所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」、「一般」の方は高齢受給者証を兼ねる被保険者証で所得区分が確認できるため、認定証は必要ありません（「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は必要となります。）。

手続きに必要なもの

- 国民健康保険被保険者証　●現在交付されている認定証
- 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

マイナンバーカードの被保険者証利用について

専用のカードリーダーが設置された病院・薬局などで、マイナンバーカードが被保険者証として利用できます（通称：マイナ保険証）。

これにより医療を受けるときの利便性が向上します。

詳しくはこちら↑

利用するためには、マイナポータルなどでの申し込みが必要です。

《マイナ保険証のメリット》

- 限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える窓口での支払いが免除されます。

※国民健康保険税に未納があると支払いが免除されない場合があります。

※複数の病院を受診した場合など、一度窓口で支払っていただいた後、払い戻し手続きが必要となることがあります。

- 過去に処方された薬や特定健診結果が医師や薬剤師と共有され、より良い医療が受けられます。
- 就職や転職、引っ越しをしても、マイナンバーカードを被保険者証として使うことができます。（町への手続きは必要です。）

70歳以上75歳未満の方の所得区分

所得区分		条件
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者がいる方
	Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）	
	Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）	
一般		現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方
低所得者Ⅱ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）
低所得者Ⅰ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方